

三朝小学校施設等整備基本計画



令和2年12月
三朝町教育委員会

目 次

1	はじめに	
(1)	本計画策定の経緯	1
(2)	本計画策定の趣旨	2
2	基本方針	
(1)	本町の学校施設整備方針	3
(2)	本町の目指す小中連携	3
3	現状と課題	
(1)	現状	5
(2)	課題	6
(3)	現状と課題を踏まえた方向性	7
4	計画の概要	
(1)	整備計画地	8
(2)	敷地内施設配置	9
(3)	通学等における動線	10
(4)	小中学校一体型施設配置	11
(5)	必要諸室と面積規模	12
5	施設整備計画	
(1)	ゾーニング	13
(2)	平面・立面計画	15
(3)	構造計画	17
(4)	設備計画	18
6	事業計画	
(1)	事業ステップ	20
(2)	事業スケジュール	22
(3)	概算事業費	22

1 はじめに

(1) 本計画策定の経緯

■ 小学校施設整備検討の始まりと小学校統合

本町では、平成 18 年ごろから小学校統合のあり方について検討を進め、それに併せる形で築 50 余年を経過した学校施設の老朽化への対応として施設整備検討を進めてきました。その過程において、平成 27 年 4 月に設置した小学校統合準備委員会から新築の小学校整備を望むとする報告書が町に提出され、これを受けて同年度に町教育委員会では、小学校統合と併せた新校舎の設置案について町議会へ協議しました。

しかしながら、本来は小学校統合の必要性から始まった施設整備の議論が、それぞれの必要性を混同して行われるようになり、急務とされていた小学校統合が進展しない事態となりました。こうした中、町議会の小学校統合調査特別委員会からも、「統合と新校舎建設は切り離して考え、広く町民に説明して意見を吸い上げるべき。また中学校の老朽化も含めて検討すべき」との報告がなされ、その後、小学校統合と学校施設整備は個々に進めるという方針のもと、平成 31 年 4 月、三朝小学校を旧西小学校校舎に開校しました。

■ 「みささっ子教育ビジョン」具体的施策に小中連携や校舎整備

町教育委員会では、小学校統合に向けて本町の義務教育のあり方を示した「三朝町義務教育の将来像」を平成 29 年 8 月に策定しました。さらには、三朝町教育大綱に基づき、本町の子どもたちの育成に特化した基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「みささっ子教育ビジョン」を平成 31 年 3 月に策定し、情報教育の充実や特別支援教育の推進と合わせ、小中連携教育を推進することや、学校施設のあるべき姿について検討し、必要な整備を行うことを具体的施策として掲げています。

■ 「三朝町望ましい小学校施設等検討委員会」の設置と提案

小学校統合後、同ビジョンに掲げる施設整備の具現化を図るため、小学校施設整備の基本設計へ着手し、令和 2 年 1 月には「三朝町望ましい小学校施設等検討委員会」を設置。専門家を含めた有識者による校舎整備方針の検討を開始し、同検討委員会での新たな小学校施設等の候補地に関する中間報告、教育委員会会議と総合教育会議での検討を経て、現在の中学校敷地が最適な候補地である旨を町議会へ報告しました。

また、7 月には小学校施設等の整備に関する最終的な提案書を受け、提案内容の検討を行いながら基本設計へ反映させてきたところです。

町教育委員会では、同検討委員会の提案書をもとに、三朝小学校施設等整備基本計画策定に向けた検討状況を作成し、町民の皆さんへ意見募集を行いました。そして、いただいた意見を参考にしながら本計画案を作成し、教育委員会会議、総合教育会議、町議会への協議、町民皆さんへの意見募集を経て、本計画を策定しました。

(2) 本計画策定の趣旨

■ 本計画の目的

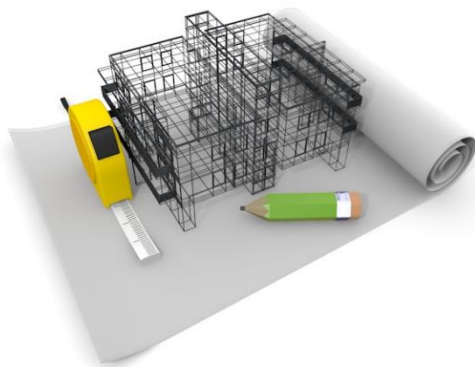
前述の検討委員会において施設整備のあり方に関する検討が行われた結果、将来の児童生徒数の推計を踏まえながら小中学校連携をより一層推進するという観点から、町教育委員会へ小中学校施設一体化の提案がなされました。これは、「みささっ子教育ビジョン」に掲げる本町ならではの取り組みを具現化しようとするものであり、町教育委員会では小中連携についてより深く考察することと合わせて今後の学校施設整備検討へ反映させるべきものだと判断し、基本設計の基礎としています。

本計画は、基本設計の内容と合わせ、当面の小学校施設整備方針と中長期的な本町の包括的学校施設整備方針を示すものです。

■ 本計画の性格

本計画は、より良い学校環境を整備することにより、子どもたちへより効率的かつ効果的に質の高い教育を提供することを目的として、国が示す公立の学校施設整備指針を踏まえ、基本設計内容を含めて学校施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。また、学校施設等の整備を進めるうえでの指針でもあります。

今後、本計画及び基本設計に基づき、教育的な観点はもとより、利便性・機能性・環境への配慮などの視点により、必要な機能、施設及び手法を示す整備方針、施設の規模に関する考え方を示す施設計画、スケジュール等を実施設計に反映していくこととし、安全で安心な工事施工を考慮したうえで、機能性、デザイン性及び技術面等多岐にわたる詳細な設計を行っていきます。



2 基本方針

(1) 本町の学校施設整備方針

「みささっ子教育ビジョン」の具現化を図るため、本町の学校施設整備は小中連携の促進に主眼をおくこととし、その方針は次のとおりとします。

- ① 小中学校施設の一体化を見越した小学校施設を新たに整備します。
- ② 新たな小学校施設の建設地は現中学校敷地内とし、現小学校校庭部分も第2グラウンドとして活用します。
- ③ 中学校全学年各1クラスとなることが想定される令和17年度ごろを目処に、小中学校施設一体化を行います。
- ④ 小中学校施設一体化となった後、現中学校施設を解体し、新たな体育館及び附帯施設を整備します。

(2) 本町の目指す小中連携

「みささっ子教育ビジョン」に掲げる小中連携について、目指す教育的効果とその取り組み内容を次のとおりとします。

■ 小中連携による教育的効果

① 児童生徒に対する継続的な指導

小中両校の教職員がそれぞれの課題解決に資するため、互いに授業を見合い、合同研修等を実施することで、互いの専門性を学び、教育課程及び指導方法の理解に資するとともに、個々の児童生徒の学習指導、生徒指導上の課題を共有できます。

また、全国的に中学1年生の時点で不登校生徒数が大幅に増加する傾向にあります。不登校等については小学校段階で兆候がある場合もあり、両校の教職員が即応かつ綿密な情報交換をすることで、より適切な指導につなげていくことが期待されます。

そして、特別な支援を要する児童生徒については、小学校から中学校へ教育支援計画及び指導計画を引き継ぐことに加え、小学校での指導経過を共有し、中学校での生徒の特性や適切な関わり方等の深い理解へつなげていくことが考えられます。

さらに、特別支援学級の合同授業や教員の相互参観、児童、保護者による中学校の授業参観、小中合同の支援会議といった取り組みも容易に行うことができます。

② 系統性・連続性を意識した教育

小中連携教育では、系統的・継続的な指導によって教育効果が高まることが期待されます。小中学校で学ぶ内容の系統性や連続性に配慮して教育カリキュラムを作成したり指導を行ったりすることが可能となり、理解度の向上が期待できます。

その他、教科内や教科間の学習内容の関連性を意識して指導順序や指導内容を工夫する、理解が難しく生徒がつまずきやすい内容は後の学年でも繰り返し指導をする、後の学年でつまずき易い内容は前の学年で時間を割いて重点的に丁寧な指導をするなど、小中連携での工夫が可能となります。

③ 中1の壁・小中ギャップの緩和・解消

小学校と中学校では学習・生活環境、人間関係などが大きく変化するため、それに対応しきれない中1の壁や小中ギャップという問題に対し、小学校から中学校への円滑な移行を促すことで小中学校の段差が少なくなり、問題が緩和・解消する効果が期待されます。

④ 異学年交流による精神的な発達

小学1年生から中学3年生までが異学年交流を行うことで、下級生に対する思いやりの心、上級生と下級生の規範意識、上級生に対する憧れの気持ちなどの醸成が期待され、精神的な発達が促進されたり、社会性が養われたりします。



3 現状と課題

(1) 現状

ア. 学校施設の老朽化・安全性

- 小中学校とも耐震改修工事が行われ、建物の耐震性は確保されています。
- 小学校管理教室棟は築 53 年が経過し、鉄筋コンクリート造の法定耐用年数である 47 年を超過しています。
- 小学校は大規模改修工事が行われておらず、施設の随所で雨漏り、損耗等が見られ、経年劣化が現れています。
- バリアフリー化や現在の教育環境としては、要求される水準と照らすと機能的に不十分な面があります。

施設名称	棟名称	建築／経過	面積	備考
三朝小学校	管理教室棟	S42／53 年	2,287 m ²	耐震補強 (H22) ※旧西小学校施設
	教室棟	S56／39 年	498 m ²	
	体育館	S43／52 年	716 m ²	
三朝中学校	教室棟	S37／58 年	1,964 m ²	耐震補強・大規模改修 (H19)
	管理棟	S61／34 年	1,545 m ²	
	特別教室棟	S63／32 年	587 m ²	
	体育館	S38／57 年	1,138 m ²	耐震補強 (H19)

イ. 立地

- 現在の小学校は、町内の道路交通網の要に位置し、通学等の利便性に優れています。
- 小学校敷地内には町上水道の水源があり、地下水脈への影響等を踏まえると敷地内での大規模な工事は難しいと言えます。
- 小学校敷地周辺は土砂災害警戒区域には該当しませんが、天神川・三徳川洪水浸水想定区域 (0.5m 区域) には該当しています。

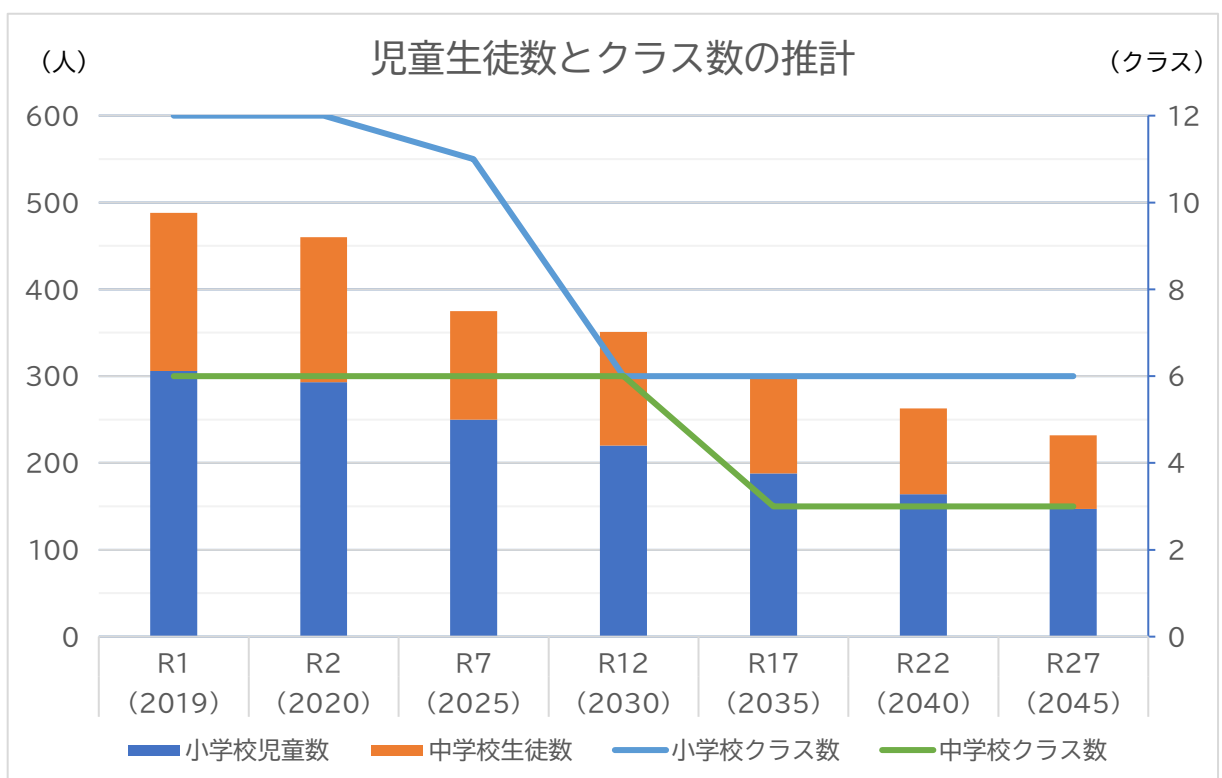
ウ. 既存施設の利用状況

- 現校舎建設時には想定されていなかった特別支援学級の増加により、特別教室の一部を特別支援教室としており、今後も教室数が不足する可能性があります。
- 現校舎建設後に教材の基本的な規格が A4 サイズとなり、教室の広さ等が手狭な状況となっています。

(2) 課題

ア. 少子化

- 令和元年の住民基本台帳に基づく人口及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口における年少人口5年毎の増減率で現在の児童生徒数を割り戻した推計結果では、少子化に伴い、小学校は令和7年、中学校は令和17年からクラス数の減少が始まることが想定されます（下表児童生徒数）。
- 平成30年度以降、本町の年間出生数は小学1年生の国基準クラス最大人数である35人を割り続けており、この状況が続いた場合、小中学校とも令和17年ごろには全学年でクラス数が1となる可能性があります（下表小中学校クラス数）。



	R1 (2019)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
小学校児童数※ ¹ (人)	306	293	250	220	188	164	147
中学校生徒数※ ¹ (人)	182	167	125	131	112	99	85
小学校クラス数※ ²	12	12	11	6	6	6	6
中学校クラス数※ ²	6	6	6	6	3	3	3

※1… 令和元年の住民基本台帳に基づく人口及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口における年少人口5年毎の増減率で現在の児童・生徒数を割り戻した将来推計結果

※2… 令和元年以降、三朝町の年間出生数が小学校1年生のクラス最大人数である35人を割り続けたと仮定した場合の推計結果

イ. 財政事情

- 町の財政に対する影響を踏まえ、整備費用の縮減はもとより、用地取得費や仮設校舎設置費などの関連経費を縮減できる計画が望ましいと考えます。
- 活用可能な国庫補助など、町財政に有利な財源の積極的な活用を図ることも必要です（統合後概ね6年以内の校舎等整備が対象とされる国庫補助金等の特例制度等）。

(3) 現状と課題を踏まえた方向性

前述の現状と課題を踏まえると、現在の小学校は早期に大規模改修または新築による整備が必要であり、長期的視点から見た維持管理費や耐用年数等の状況から、新築による整備を行うべきと判断します。

また、現小学校敷地は利便性が高いものの、町上水道の水源があるなど工事の支障となる事情を踏まえると、現小学校に近接した位置で整備することが求められます。

加えて、人口推移だけでなく小中連携のメリットも踏まえて、中学校機能を一体化した施設として計画し、かつ、町の財政状況を考慮して、投資を縮減できる場所を優先的に候補地とするとともに、有利な財源の積極的な活用が図れる計画とすることが望ましいと考えます。



4 計画の概要

(1) 整備計画地

現在の小学校の立地を起点として学校に必要な敷地面積を考慮し、まず起点周辺で候補地を9か所選出しました。そして、通学の利便性等全体のバランスの中で下図の4か所に絞り込んだうえ、比較検討を行った結果、下表のとおり現中学校敷地が最も整備計画地として望ましいという判断に至りました。



項目	① 現中学校敷地	② 現小学校敷地	③ 現小学校東側	④ 現武道館南側
経済性(公共用地・整備期間)	◎	△	×	×
土砂災害警戒区域	—	—	—	—
天神川・三徳川洪水 浸水想定区域※	—	0.5m浸水 する可能性有	—	—
バス停からの距離	○	◎	○	△
工事中の教育環境	△	×	△	◎
小中学校連携	◎	○	△	△
水源への影響	○	×	×	○

※ 100年に1度の確率で降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況を予測し、想定される区域と浸水した場合に想定される水深(国土交通省)

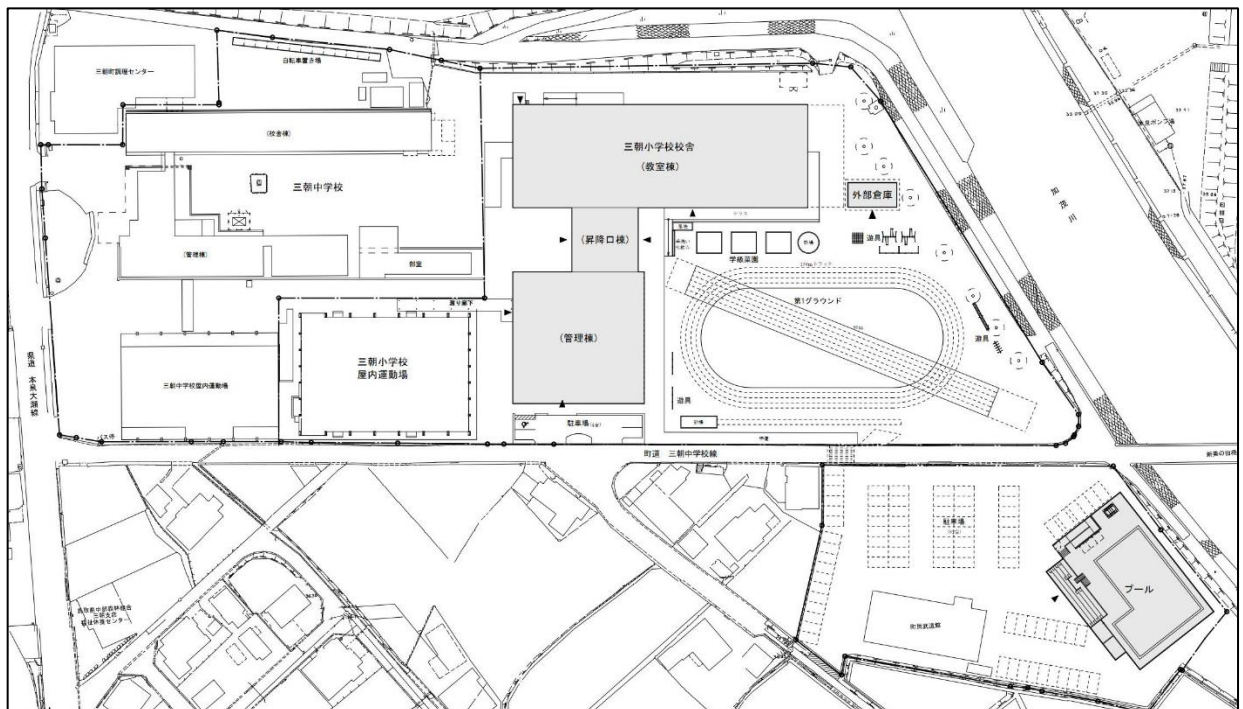
【各候補地における特筆すべき課題】

- ▶ ③④⑤は新たな用地取得と造成工事が必要となり、それらに要する期間次第で完成時期が見通せないことから、学校統合後概ね6年以内の整備完成で活用できる国庫補助金の特例措置を受けることができません。
- ▶ ③④はバス停検討とバス利用児童の通学路検討及び安全性の検証が必要となり、①②③は一部の通学路で登校時の車両通行規制措置の検討が必要となります。
- ▶ ③④は校庭内に町上水道の水源があり、校舎工事の際に水源への影響が危惧されます。

【①を整備計画地とした理由】

- ▶ 小中学校の校舎を隣接して現中学校敷地に建設することで、小中連携の促進を図ることができる小中学校施設一体化が可能となり、小中学校の連携強化による義務教育のさらなる充実が図れます。
- ▶ ハザード区域外であり、建設工事による町上水道の水源への影響もなく、安全で安心な学校施設が創造できると考えられます。
- ▶ 町有地を有効に活用することに加え、中学校校舎の老朽化への対応についても取り組むことで財政的負担を軽減し、教育環境の充実に向けることができます。
- ▶ 現小学校敷地を小中学校共用グラウンドとして活用するだけでなく、現在の小中学校と同様、野球場やテニス場、陸上競技場も併せて活用することができます。

(2) 敷地内施設配置



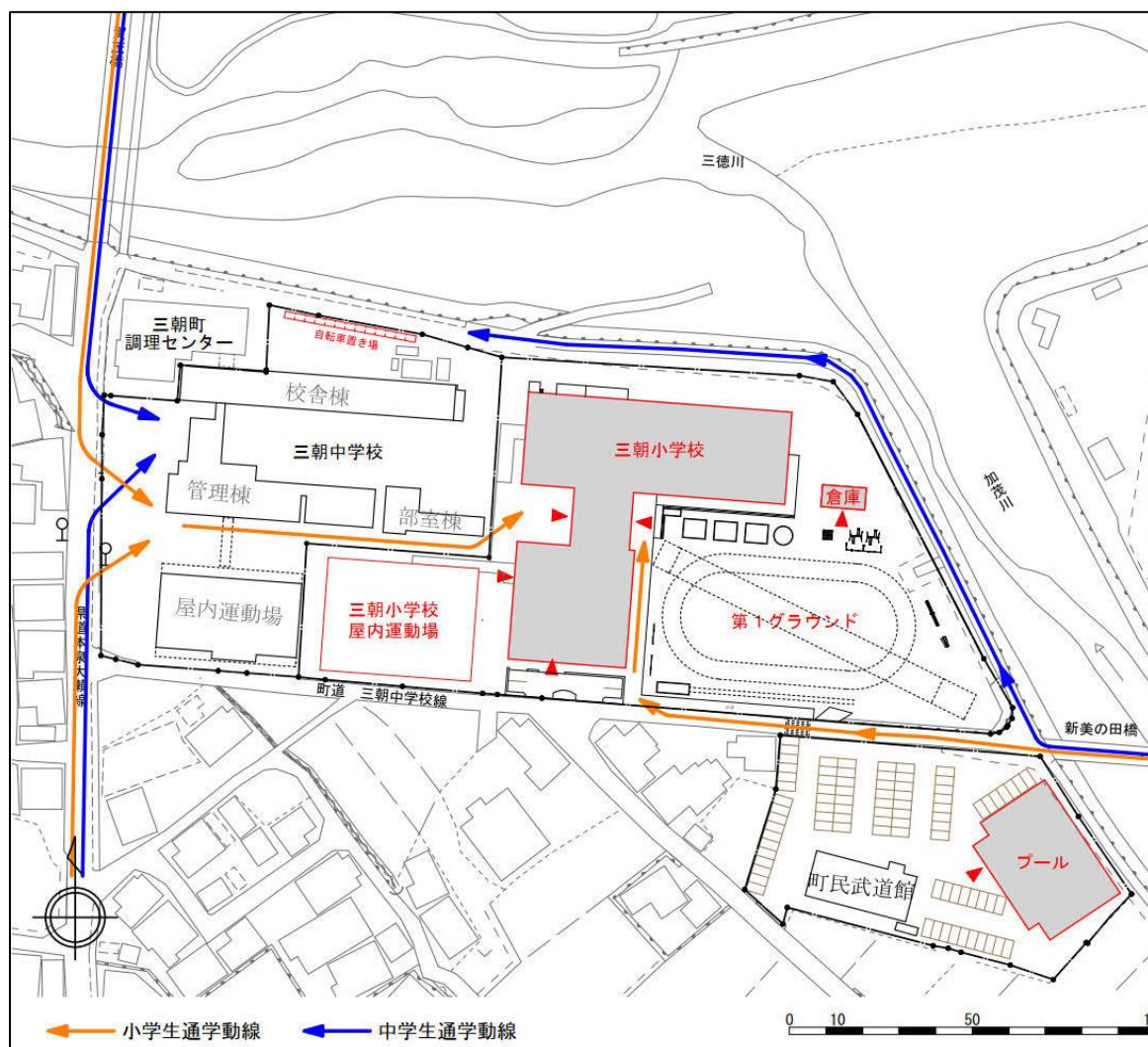
現在の中学校敷地内に新たな小学校施設を整備するためには、その敷地の広さを最大限活用し、体育の授業等を行うのに支障のないグラウンドスペースを確保しながら校舎等を配置する必要があります。

また、施設一体型小中学校連携も視野に入れ、現在の小学校グラウンドも含めた一体的な学校用地としての活用、トレーニングセンターの小学校施設としての活用、老朽化が進んだ町民プールの小中共用プールとしての更新も進めていきます。

(3) 通学等における動線

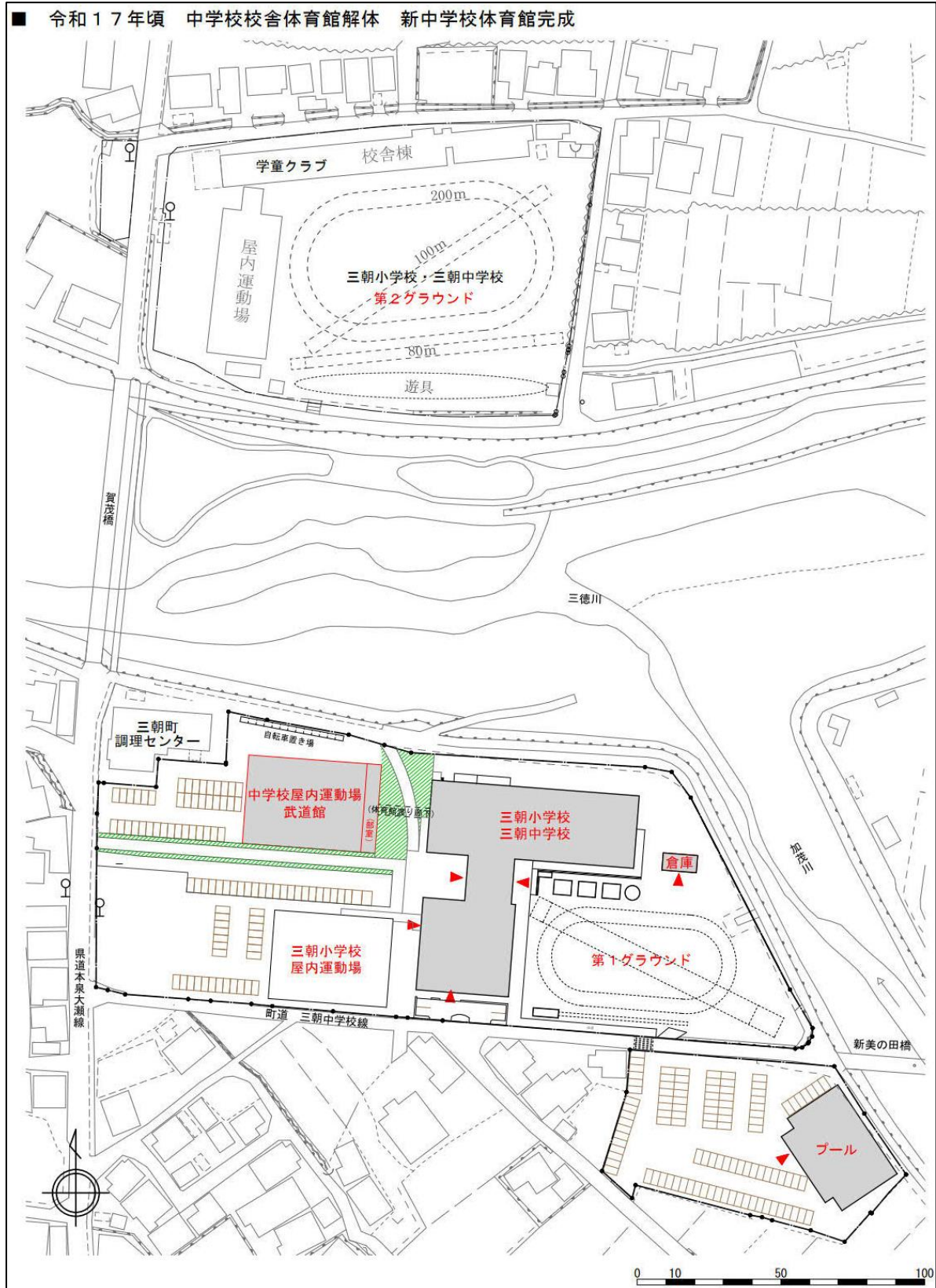
小学校児童の通学動線と中学校生徒の通学動線、一般車両の動線をできるだけ分離し、児童生徒の安全を第一に考えます。

特に、敷地沿いの町道三朝中学校線は幅員が狭く、現在も中学校においては保護者に対して通学時の走行を遠慮してもらうよう依頼しているところです。今後も幅員拡張は困難であることから、通学路としての利用は極力避けるとともに、地域と協議をしながら登校時間帯の車両通行規制措置などについて検討します。



(4) 小中学校一体型施設配置

中学校敷地内に新たな小学校施設を建設する際、令和17年ごろには中学校全学年が1クラスとなることを見込まれるため、小中学校全学年が各1クラスとなる時期に小中学校を施設一体型とする施設配置とします。



そして、小学校施設に中学校機能が入った際には、老朽化した中学校校舎及び中学校体育館、町民武道館を取り壊し、中学校校舎跡地には小中学校共用の、武道館機能も含めた体育館を新たに整備することとします。

また、現在の中学校体育館跡地については、来客や保護者等の利用を想定した駐車場の整備を行います。

(5) 必要諸室と面積規模

新たな学校施設等の完成時期は、小学校で各学年2クラスのみを想定しているため、普通教室の室数は12室を確保するとともに、面積は国の定める学級編成基準である40人が一斉授業やグループ授業などの学習活動を展開するのに必要な広さとして、81㎡(9m×9m)を確保します。そして、特別支援教室については検討し得る最大室数として、小学校開校時には8室、中学校が施設一体となった際には10室を確保することとします。

また、特別教室は小中学校施設一体化の際に共用することを見越した整備を行うこととし、管理諸室についてもその際に必要と考えられる室数と面積を確保します。

屋外運動場については150mトラックを備えたグラウンドを整備し、運動会や記録会等の際は、200mトラックを備えた現小学校グラウンドを活用します。加えて、プールは観覧席を備えた屋外型(25m・6コース)を整備します。

室名	新校舎				現校舎(令和2年度)			
	小学校		小中学校(将来)		小学校		中学校	
	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数
普通教室 計	972.0	12	729.0	9	765.6	12	378.0	6
特別支援教室 計	297.0	8	405.0	10	191.0	6	158.6	2
特別教室 計	1,360.3	19	1,451.8	21	553.5	9	1,071.3	16
多目的室 計	320.0	1	320.0	1	195.2	2	265.6	2
	※他に多目的スペース2か所所有							
管理諸室 計	1,366.7	32	1,410.2	33	458.3	17	602.4	18
校舎面積 計	6,840.0	72	6,840.0	74	3,008.0	46	4,190.0	44
※必要面積 計	5,159.0		8,975.0		5,159.0		3,816.0	
体育館	1,161.2	1	1,161.2	1	716.0	1	1,138.0	1
			1,138.0	1				
※必要面積 計	1,215.0		2,353.0		1,215.0		1,138.0	
プール	約870	1	約870	1	1,103.0	1	1,112.0	1
	25m×6		25m×6		25m×7		25m×6	
グラウンド	約3,360	1	約3,360	1	8,860.0		11,894.0	1
	8,860.0	1	8,860.0	1				

※必要面積… 文部科学省の定める、当該学校の運営に必要と考えられる面積

5 施設整備計画

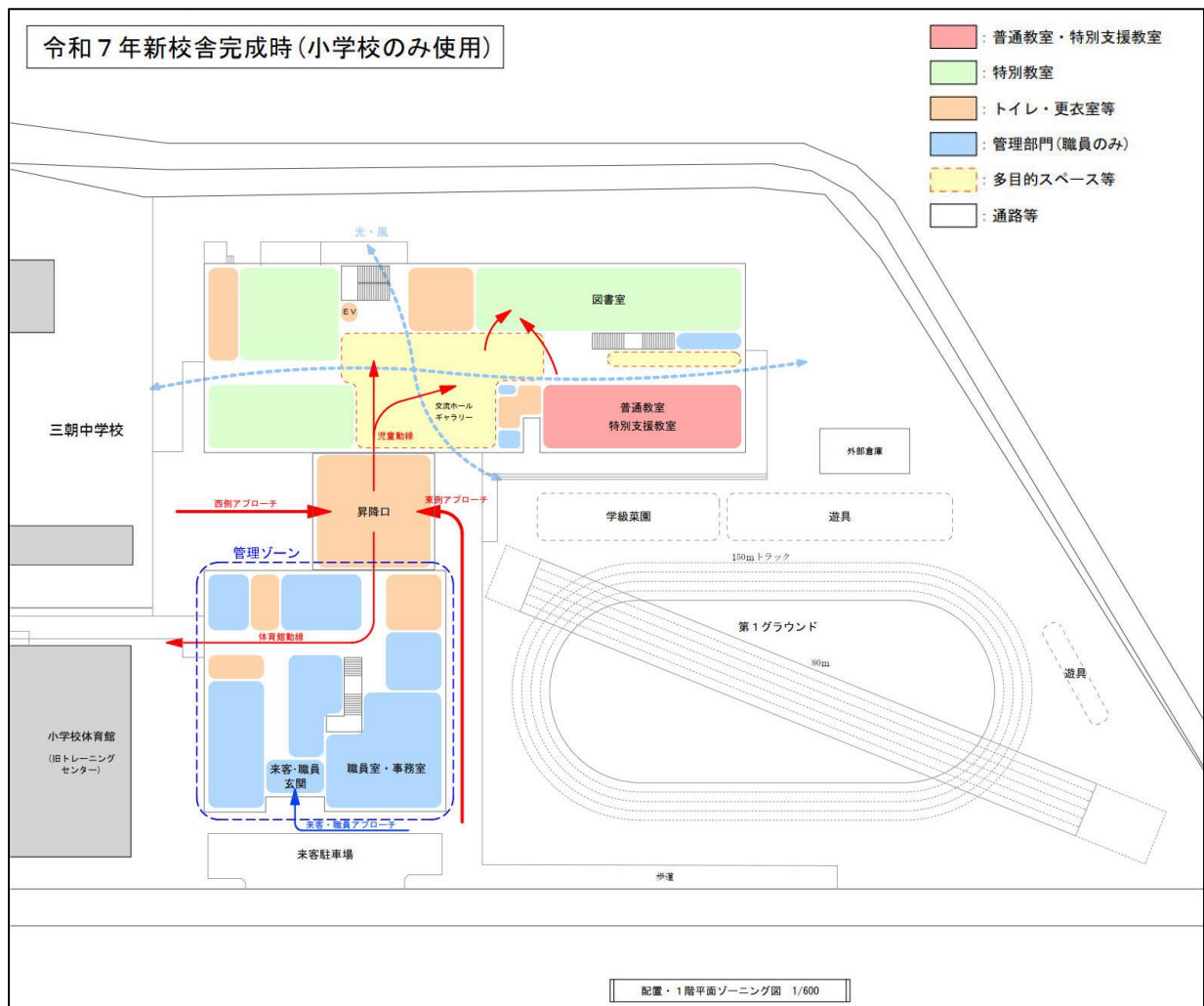
(1) ゾーニング

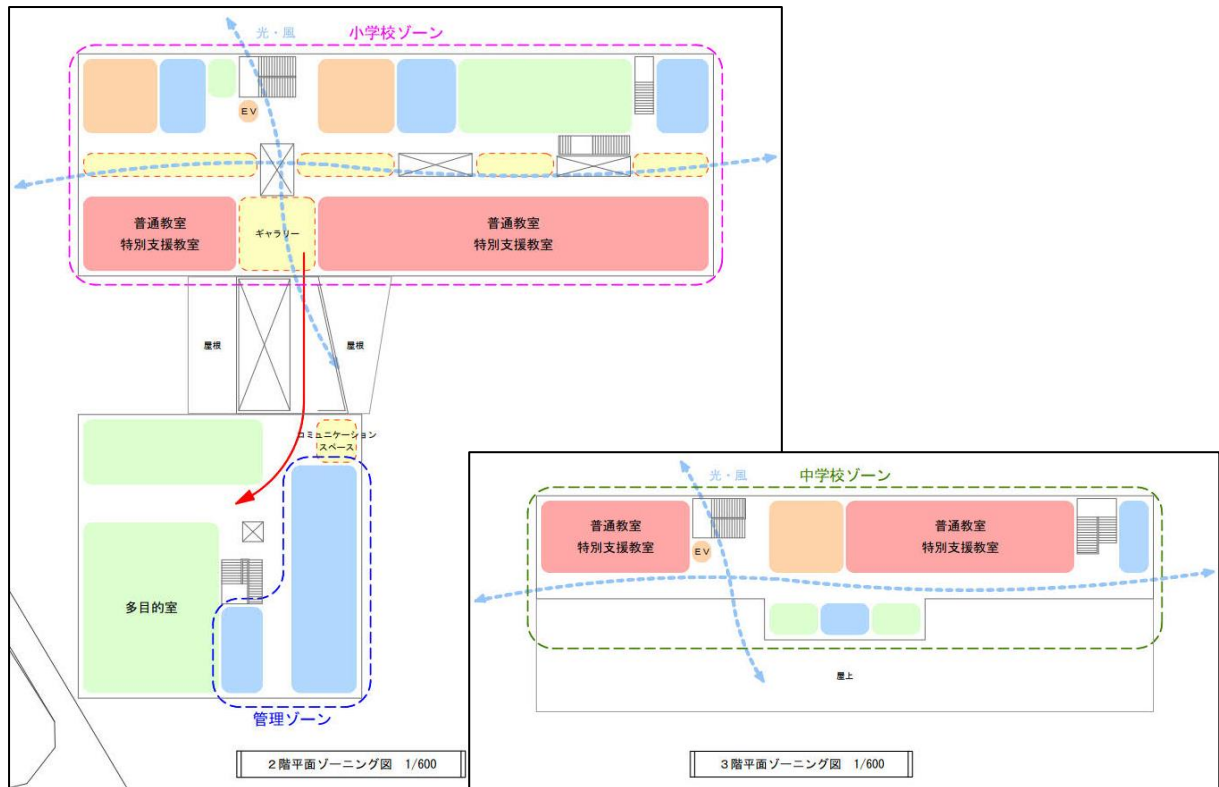
校舎中央に昇降口を配置し、敷地の特性を考慮して東西どちらからも出入りが可能な形とします。

敷地の南側に町道が面するため、外部からの動線も敷地南側となることから、昇降口南側を管理棟とし、管理諸室及び地域開放諸室を配置し、小学校体育館として使用する現在のトレーニングセンターへの渡り廊下も管理棟に接続します。

一方、児童玄関北側は教室棟とし、普通教室と特別支援教室は南向きに、学年区分を考慮して配置します。そして、北向きに特別教室を配置するとともに、異学年交流を促す図書室や交流ホール、ギャラリーを児童の動線を意識して配置します。

また、小中学校施設一体化となる際には、管理棟1階に小学校機能、2階に中学校機能を持たせるとともに、教室棟1、2階を小学校ゾーン、3階を中学校ゾーンとして配置することにより、生活時程が違って円滑な学校生活を実現します。





(2) 平面・立面計画

■ 1階整備方針

- 普通教室は1年生2教室とし、特別支援教室は肢体不自由等支援を必要とする子どもの利用を想定して玄関近くに配置します。
- 特別支援教室間は壁面ではなく可動式間仕切りとし、教室数の増減に対応できる形状とします。
- 家庭調理室や図工室は学校行事での活用を考慮して1階に配置し、中学校も使用する共用教室とします。
- ユニバーサルデザインの観点から、1～3階の全てのトイレに多目的トイレを併設するとともに、屋外から利用できるトイレを1階に配置します。
- 図書室は開放的に配置し、児童が本に触れる機会を促進するとともに、児童間交流の中心的なスペースに位置付けます。
- 普通教室の近くに教材室を設け、教員の利便性を図ります。
- 教室棟に吹抜空間を確保し、自然採光と換気を促進する明るい空間とします。
- ユニバーサルデザインの視点及び利便性を考慮し、教室棟の中心付近にエレベーターを配置します。
- 小学校の職員室は運動場を見渡すことができ、昇降口の様子も把握しやすく、かつ来客玄関に面した位置に配置することとし、共同事務室を含めます。

- ・ 将来的なコミュニティ・スクール化を見越し、地域利用の拠点としてコミュニティルームを配置します。
- ・ 会議室は教職員やP T A等の利用を想定し、より規模の大きな会議にも対応できるようにコミュニティルームとの間仕切りは可動式とします。

※ コミュニティ・スクール… 学校、保護者、地域が学校運営に意見を反映させることで協働しながら児童生徒の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づく仕組み

■ 2階整備方針

- ・ 普通教室は2年生から4年生までの各2教室を配置し、将来的に小学校3年生から6年生の各教室と、特別支援教室4室を確保します。
- ・ 廊下はゆったりとしたスペースを確保し、普通教室と特別支援教室の2クラスごとに1か所、廊下に手洗い場を確保します。
- ・ 小学校の通級指導教室は校内の児童のみが通うことから、小学生が多い2階に配置します。
- ・ 理科室は中学校も使用する共用教室とします。
- ・ 音楽室は前室を設ける等、防音対策を講じたうえで、他の教室への影響を極力少なくするため管理棟に配置します。
- ・ 多目的室は十分な広さをもって配置し、複数の学年が集うことが可能なスペースとし、かつ、2階とすることで中学生も利用しやすい配置とします。
- ・ 管理棟に教職員の更衣室や休憩室を配置し、働きやすい環境を目指します。
- ・ 管理棟部分に吹抜空間を確保するとともに、管理棟は2階建てとし、自然採光と換気を促進する明るい空間とします。

■ 3階整備方針

- ・ 普通教室は5年生と6年生の教室を配置し、将来的に中学校ゾーンとします。
- ・ 教室棟はほぼ北側のみの教室配置とし、他はメンテナンス空間とすることで、自然採光と換気を促進する明るい学校とします。
- ・ 屋外のメンテナンス空間には、空調設備の室外機や高圧受電装置等を設置することとし、機器のメンテナンスが容易に行える環境とします。

■ 立面整備方針

- ・ 普通教室と特別支援教室が南向きとなるよう、自然採光について配慮します。
- ・ 積雪を考慮して、落雪の危険性を排除する屋根勾配を設けます。
- ・ 校舎の人目につきやすい位置に校章と校名板を設置します。

- ・ 木の温かみを感じられるよう、校舎の一角等にルーバーを設置するとともに、校舎内への地域材の活用を検討します。
- ・ 清掃、点検、改修等が容易なメンテナンス性に優れたデザインを意識します。

■ 外周整備方針

- ・ 校舎周りにスロープを設け、敷地周辺の高低差を解消するとともに、バリアフリー化を図ります。
- ・ 敷地外周に管理用のスペースを設け、敷地の環境整備等が容易に行えるようにし、遊具や学級菜園等の配置についてもこの点を考慮した配置とします。

(3) 構造計画

新たな小学校施設を整備するに当たり、その構造については、本町が“山の町”であることから、町内産の木材等による木造建築を検討してきました。

しかし、材料調達を含めた工期、メンテナンス性、設備への影響面等を次のとおり他の構造と比較した結果、新たな小学校施設の構造は鉄筋コンクリート（RC）造を基本とし、校舎の内装について町内産等の木材を使用して可能な限り木質化することとします。

比較項目	木造	鉄骨造	RC造
耐久性能（耐用年数）	△（22年）	○（34年）	◎（47年）
工期	×	◎	○
メンテナンス性能	×	○	○
設備への影響面	△	○	◎
温熱環境	◎	△	○
生活空間	◎	△	△
耐震性能	×	○	◎
遮音性能	×	○	◎
耐火性能	×	△	◎

【本整備における各構造の特筆すべき点】

ア. 木造

- 四季に合致し、室内の空気が乾燥する冬には蓄えられていた水分を空気中へ放出して湿度を保つ効果があり、通気性にも優れている。
- 木材は伐採してから年単位で乾燥させないと使用できず、生産者との調整と木材加工の場が町外となることにも時間を要する。

- 雨や紫外線の影響を受けやすく、外部面に使用した場合は5年程度で塗装の塗り替えが必要となる等、メンテナンスに関するコストが他の構造より高くなる。
- 各種設備を屋上に配置する際、重量や防水面で制約が生じる。
- 気密性が低いため、鉄骨造に比べて冷暖房が効きにくい。

イ. 鉄骨造

- 全体の軽量化が図れる。
- 対比重強度が高いことから、RC造と比較して部材断面を小さくでき、柱間隔を飛ばした大空間を実現できるため、体育館等の広大な建築物に適している。
- しなやかさゆえ、RC造に比べて揺れに弱く、遮音性や耐火性も劣るほか、熱や錆にも弱い。

ウ. RC造

- コンクリートは不燃材料のため、非常に高い耐火性を備えており、耐震性と遮音性にも優れているほか、強度面や耐久性にも優れている。
- 建物が全体的に重くなる。

(4) 設備計画

■ 電気設備計画の概要

【想定される設備内容】

受変電設備、動力設備、電灯コンセント設備、電話設備、情報通信設備、放送設備、防犯設備、テレビ視聴設備、防災設備 など

【整備方針】

- ・ 照明の集中リモコン設備など、使いやすい設備を採用します。
- ・ 自然エネルギーの利用策として、照明の昼光制御などを検討します。
- ・ 省エネ設備の活用策として、LED照明の採用、人感センサーによる照明点滅などを検討します。

■ 機械設備計画の概要

【想定される設備内容】

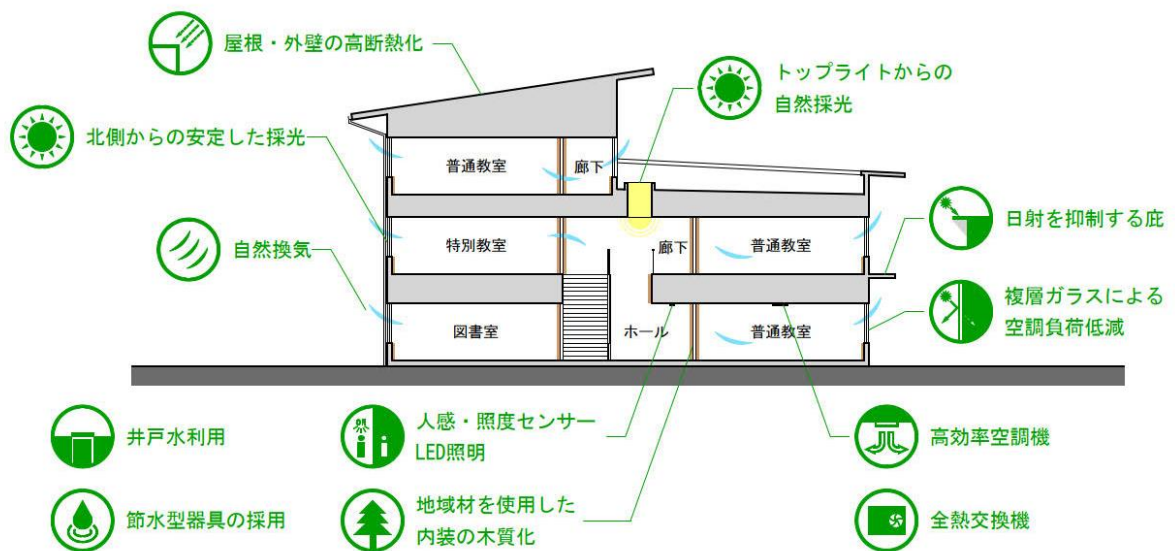
給水設備、排水設備、衛生器具設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、空調設備、換気設備 など

【整備方針】

- ・ 空調の集中リモコン設備など、使いやすい設備を採用します。
- ・ 自然エネルギーの利用として、吹抜けを用いた自然換気及び通風の促進等を検討します。
- ・ 省エネルギー方策として、節水型衛生器具や高効率空調機器の採用、建物の高気密高断熱化、複層ガラスの採用などを検討します。

■ 「エコスクール・プラス」認定に向けて

- ・ 文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携して推奨する「エコスクール・プラス」の考え方を取り入れ、自然エネルギーの利用や省エネルギー型設備の採用により、地球環境に優しい学校を目指します。
- ・ 児童生徒が地球環境について考える環境学習の教材としても建物が使えるよう、内装木質化をはじめとする環境配慮手法の「見える化」を検討します。



6 事業計画

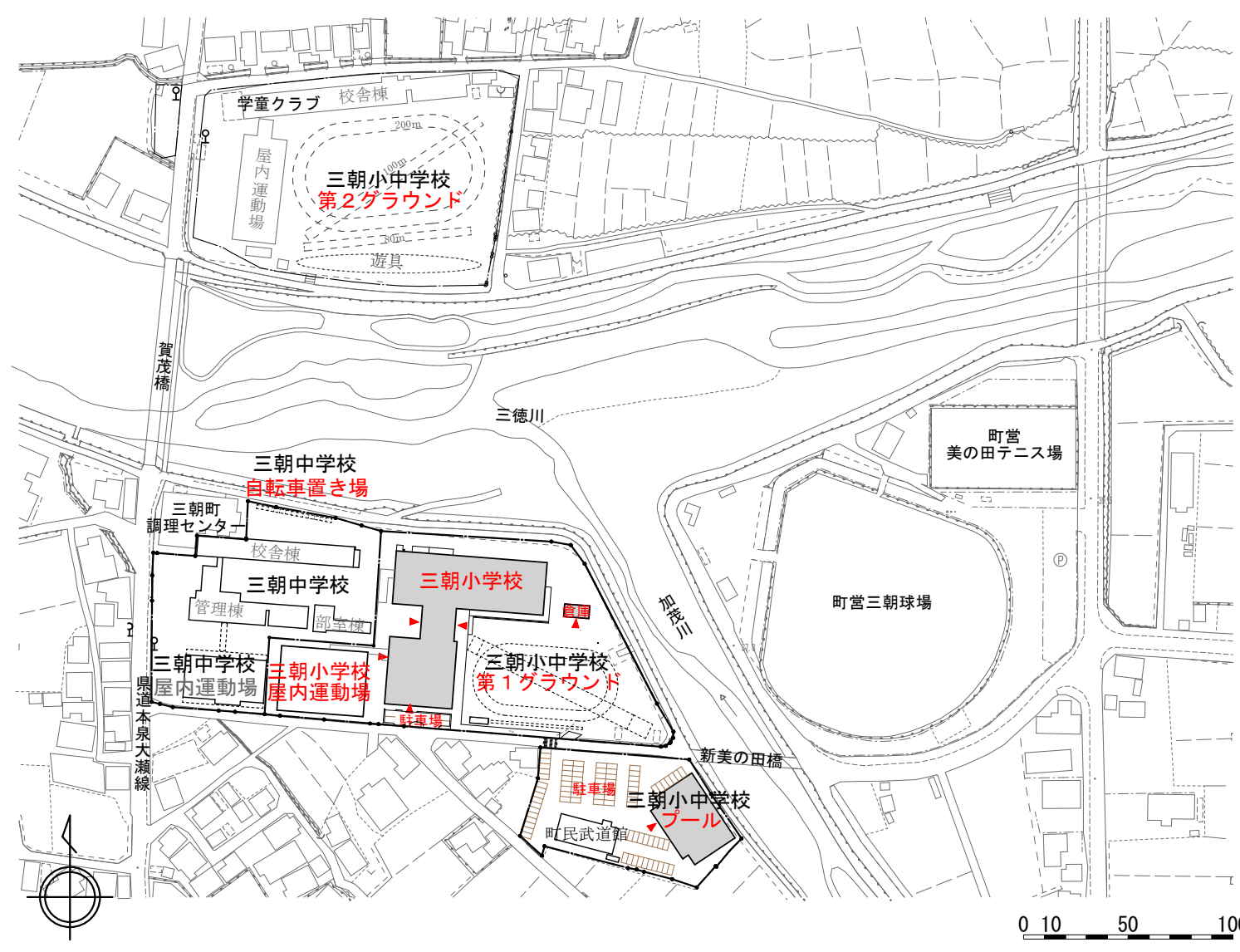
(1) 事業ステップ

■ **実施設計**
基本設計図書をもとに、詳細な設計を行うとともに、工事の契約及び実施に向け、詳細な仕様及び整備費用を決定します。

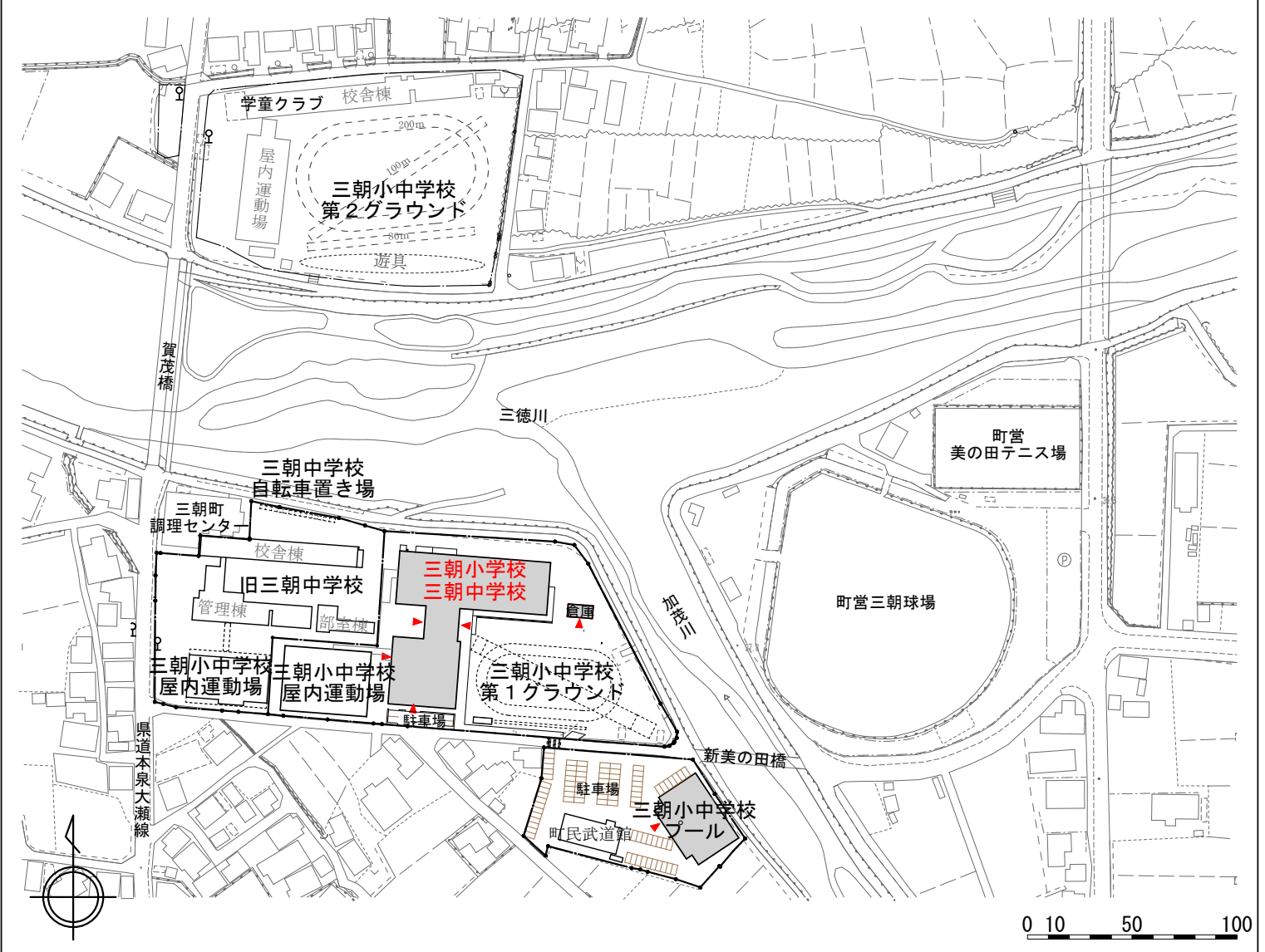
■ **建築工事**
工事期間を概ね1年半とし、工事期間中においては、交通誘導員の配置や大型車両の進入は児童生徒の通学時間帯を避けるなど安全面に配慮するとともに、中学校運営に支障がないよう配慮します。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
整備等の内容		実施設計	工事開始 新校舎・プール建設工事		工事完成 新校舎使用開始	(準備) 旧寄宿舎解体・駐車場整備 旧小学校校舎改修		小学校・中学校 同一校舎使用開始		完成	
			<ul style="list-style-type: none"> ■中学校 自転車置き場移設 ■小学校 新校舎・外部倉庫建設 ■トレーニングセンター 小学校屋内運動場に改修 ■町民プール 解体後新プール建設 			<ul style="list-style-type: none"> ■小学校 新校舎へ移動 ■グラウンド 小中学校共用 ■プール 新プールを小中学校共用 ■旧小学校改修後学童クラブ移動 ■学童クラブ移動後旧寄宿舎解体 ■旧寄宿舎解体後駐車場整備 ■旧小学校プール解体・グラウンド整備 		<ul style="list-style-type: none"> ■中学校 小学校校舎へ移動 ■中学校移動後旧中学校校舎・体育館解体 ■旧中学校解体後新中学校屋内運動場兼武道館建設 ■旧中学校解体後外構整備 ■新中学校屋内運動場兼武道館建設後町民武道館解体 ■町民武道館解体後駐車場整備 			

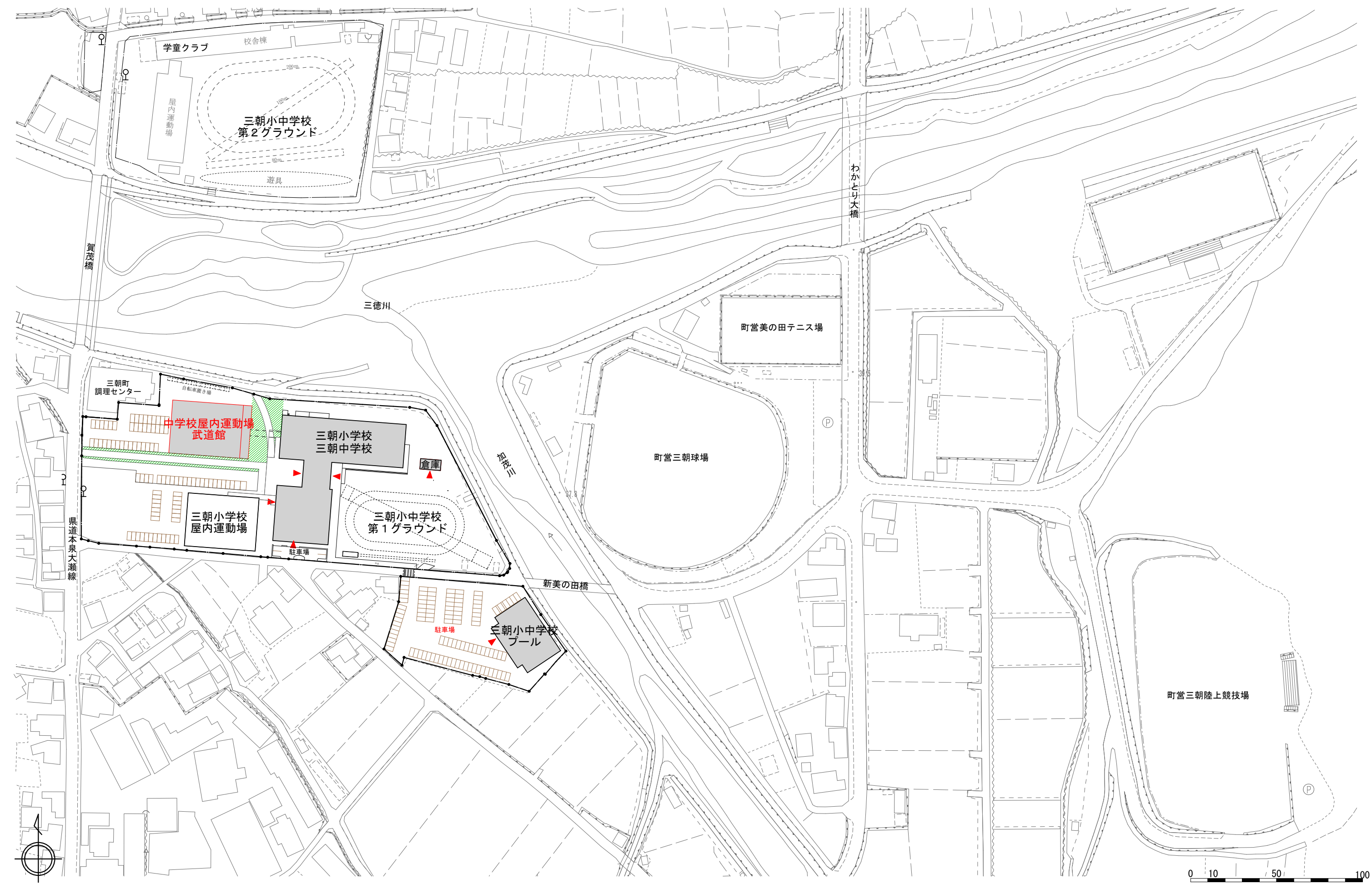
①新校舎・プール完成、旧寄宿舎等解体後整備



②小中学校施設一体時



③旧中学校解体後外構整備



(2) 事業スケジュール

新たな小学校施設等の整備事業スケジュールは、次のように計画しています。

事業内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
【設計業務】 実施設計	実施設計					
【用地関係】 敷地測量	測量					
【申請業務】 国庫補助申請		事前 申請	本 申請			
【工事関係】 新小関係工事 プール工事 旧小関係工事			校舎関係工事 プール 工事			旧小プール解体工事 旧小グラウンド整備工事 旧寄宿舎解体工事 駐車場整備工事
【学校関係】 引越作業					引越 作業	

供用開始

(3) 概算事業費

基本設計により想定する概算事業費は、次のとおりです。

費用項目	概算額 (百万円)	備 考
本体工事費	2,334	校舎、プール、屋内・屋外運動場等
設備整備費	689	電気、機械、昇降機
備品整備費	97	
解体撤去費	134	町民プール、小学校プール、旧寄宿舎、倉庫等
設計監理費	246	実施設計、工事監理、地質調査、測量
合 計	3,500	

※ 令和2年9月末現在。令和7年度までの第1期整備分として。

※ 今後の社会情勢や資材費、労務費の高騰等によって、建設工事の増減は考えられます。

■ 財源と町財政に与える影響等

財源については、公立学校施設整備費国庫負担金や学校施設環境改善交付金、過疎対策事業債等を見込んでいますが、さらに有利な補助金等の活用を模索することとし、今後の財政状況や後年度の負担等を考慮しながら検討していきます。

なお、町では、学校施設整備に備え、後年度の町財政に与える影響を平準化するため計画的に減債基金等への積み立てを行ってきており、今後も持続可能な町財政運営に努めていきます。

【財源の想定】

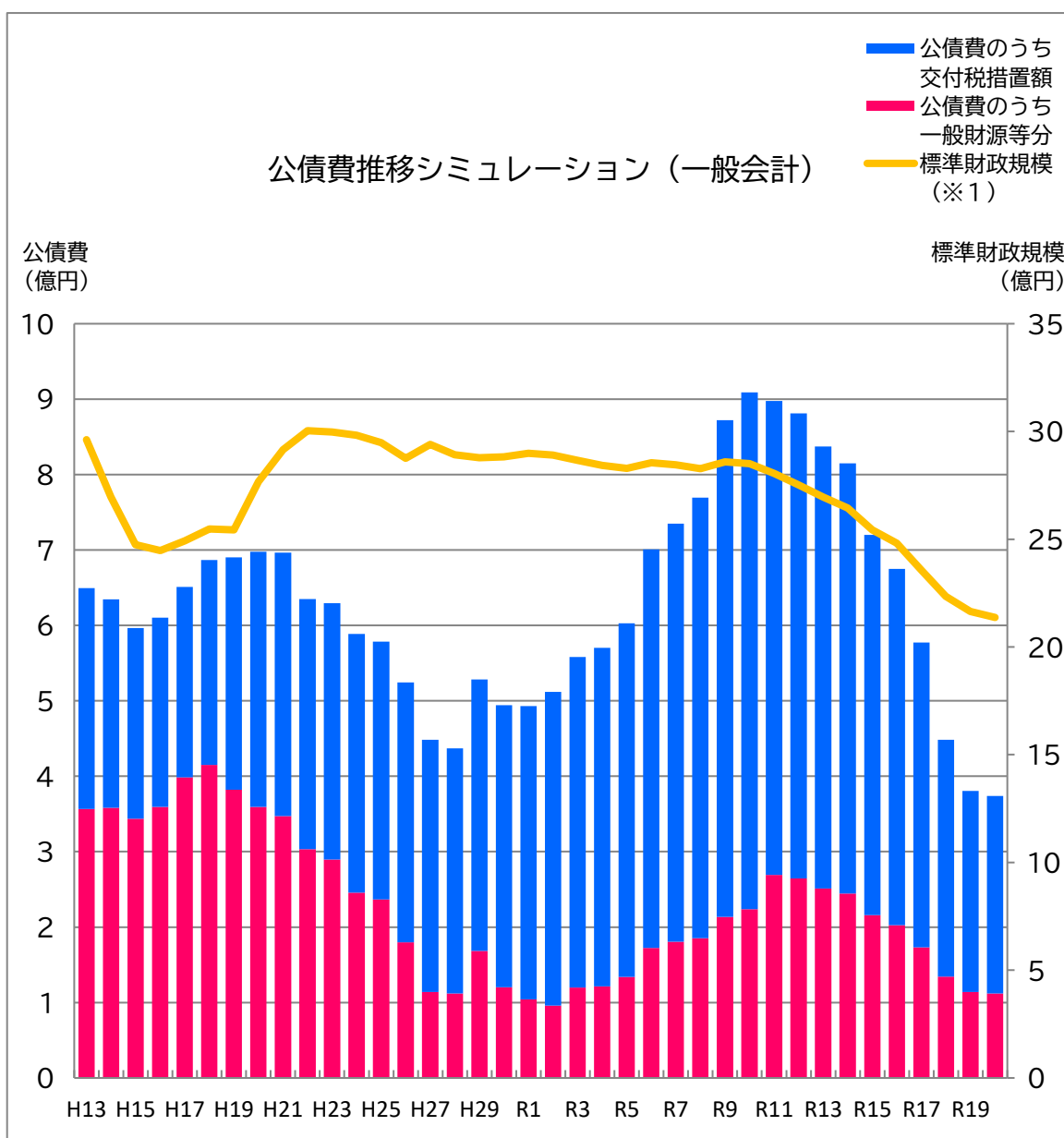
区 分	金 額 (百万円)	備 考
補 助 金 等	500	・公立学校施設整備費国庫負担金 ・学校施設環境改善交付金
地 方 債	2,800	・過疎対策事業債等（交付税措置 70%） ※後年度の償還財源 減債基金（R1 末残高 984 百万円）
一般財源等	200	・ふるさと応援基金（学校づくり分） （R1 末残高 163 百万円）
合 計	3,500	

【公債費推移シミュレーション】

推計条件は次のとおりです。

- ・補助金（5 億円）
- ・地方債について過疎対策事業債（28 億円）を充当
交付税措置額（1,966 百万円）を除いた実質町負担額（843 百万円）
償還期間 R3～R18
- ・学校施設整備以外の事業による町債発行

現在着手している事業については事業計画どおりとし、それ以外について学校整備のピークを過ぎた令和 6 年度以降、新規事業分として毎年 2 億円を見込むものとしします。



全体事業費約 35 億円のうち、補助金、町債に係る交付税措置額等を除いた実質町負担額は約 10 億円となりますが、基金等を活用した後年度負担の平準化を図ることにより、今後も安定した財政運営を図ることが可能です。また、ピーク時（令和 11 年度）の実質公債費比率^{※2}についても 12.5%程度で推移する見込みとなっています。

※1 標準財政規模… 通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

※2 実質公債費比率… 一般財源の規模に対する公債費の割合。18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%以上になると地方債の一部が許可されないこととされています。

三朝小学校施設等整備基本計画

発 行 三朝町教育委員会

編 集 三朝町教育委員会事務局教育総務課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-3510 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>

発行日 令和2年12月18日

